

# Nirasaki

広報にらさき

Apr.2018

4

Vol.843



移動販売車が再開しました！



## 特集

平成30年度  
当初予算と主要事業

本年度は、第6次長期総合計画の締めくくりの年度となり、その成果を踏まえ、現在第7次総合計画の策定を進めています。中高生によるワークショップを開催し、若者の意見を聴くとともに、まちづくりに意欲的な市民の参加を得て、市民ニーズを反映させた総合計画の策定に取り組みます。地方創生が本格化している中で、地域の魅力を活かしたまちづくりの推進が最重要課題となっています。「強くて美しいまち・荏崎」「元気で豊かなまち・荏崎」「夢と思いやりのあるまち・荏崎」の3つの挑戦に「チーム荏崎」で取り組み、市民目線の活力あるまちづくりを推進します。

将来を担う子どもを  
のびのび育むまちづくり

## ◆子育て支援の充実

子どもたちの成長に合わせ継続的に支援を行うため、「荏崎子育てすくすくセンター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたる総合的支援事業を提供します。

産後の初期段階の母子に対し、身体機能の回復や、授乳状況および精神状態を把握し、支援の強化を図ります。

また、新生児の聴覚障害の早期発見による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、すべての新生児に対し聴覚検査を実施します。

平成27年度より実施している産後ケア事業は、慣れない育児に不安のある母子に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後安心して子育てができる支援体制を整えていますが、4月より低所得者の負担の助成を拡大します。

## ◆子育て環境の整備

甘利山の木材を使用した園児にやさしい温もりのある再編第2保育園のたんぼ保育園は、藤井公民館との複合施設

設として秋の開園を目指し整備を進めます。

また、市内外の子育てをしている方々と支援に携わる機関や団体が一同に会し、二コリ全館を使用した、「にらちびフェスティバル」を開催し、「子育てするなら荏崎市」を県内外にアピールします。

## ◆学校教育の充実

甘利小学校の大規模改修事業は、理科教室等の特別教室と外壁・外構の工事に着手し、9月末の完成を目指しています。

荏崎北西小学校のエアコンの更新や学習支援員の増員など児童・生徒の安全で快適な学習環境を整備します。

また、保護者の経済的な負担をより軽減するため、就学援助費を増額するとともに、新入学児童・生徒学用品費について入学前の3月に支給します。

将来を担う子どもをのびのび育むまちづくり

予算額（千円）

|    |                        |         |
|----|------------------------|---------|
| 1  | 子ども医療費助成事業費            | 106,241 |
| 2  | ひとり親家庭医療費助成事業費         | 18,977  |
| 3  | 児童センター管理運営費            | 40,721  |
| 4  | 放課後子どもプラン推進事業費         | 9,236   |
| 5  | 地域子育て支援センター管理運営費       | 28,743  |
| 6  | ファミリーサポート支援事業費         | 2,307   |
| 7  | 子育てフェスティバル開催事業費        | 472     |
| 8  | 保育園運営費                 | 304,389 |
| 9  | 病児・病後児保育所運営費           | 14,982  |
| 10 | 子ども・子育て支援事業費           | 115,960 |
| 11 | 再編保育園・藤井公民館整備事業費（保育園分） | 87,150  |
| 12 | 私立幼稚園奨励補助事業費           | 30,292  |
| 13 | 学力向上フォローアップ事業費         | 661     |
| 14 | 小中学校運営事業費              | 105,568 |
| 15 | 小中学校給食運営事業費            | 154,194 |
| 16 | 甘利小学校大規模改修事業費          | 6,083   |
| 17 | 育英奨学金貸付事業費             | 7,440   |

# 誰もが安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちづくり

予算額（千円）

|    |                     |           |
|----|---------------------|-----------|
| 1  | 健康教育事業費（健康ポイント事業含む） | 1,144     |
| 2  | 予防接種事業費             | 64,820    |
| 3  | 健康診査事業費             | 4,910     |
| 4  | がん検診事業費             | 50,583    |
| 5  | 健康ふれあいセンター管理運営費     | 37,406    |
| 6  | 分べん取扱施設誘致助成事業費      | 40,000    |
| 7  | 老人福祉センター管理運営費       | 14,425    |
| 8  | 重度心身障害者医療費助成事業費     | 109,079   |
| 9  | 障害者自立支援給付費等負担事業費    | 716,559   |
| 10 | 障害者等地域生活支援事業費       | 31,940    |
| 11 | 障害児通所支援事業費          | 71,255    |
| 12 | 社会福祉事務費             | 393       |
| 13 | 消防団運営事業費            | 49,990    |
| 14 | 消防ポンプ自動車整備事業費       | 19,539    |
| 15 | 安全・安心なまちづくり事業費      | 5,867     |
| 16 | 災害対策事業費             | 9,017     |
| 17 | 防災行政無線デジタル化推進事業費    | 503,036   |
| 18 | 一時生活支援事業費           | 168       |
| 19 | 生活保護施行事業費           | 312,354   |
| 20 | 若者定住就職奨励事業費         | 2,460     |
| *  | 韮崎市立病院運営事業費         | 2,578,621 |
| *  | 国民健康保険運営事業費         | 2,941,781 |
| *  | 後期高齢者医療保険運営事業費      | 306,137   |
| *  | 介護保険運営事業費           | 2,376,502 |

\*印は特別会計・企業会計

## 健康づくりの推進

市が実施する基本健診の自己負担を無料とし、併せて一般健診などの対象年齢を現在の25歳以上から19歳以上に引き下げるにより、1人でも多くの市民の皆さんの健康づくりに役立てます。

◆医療体制の充実

市民の皆さんが安心して出産できる環境を整えるため、

## 社会保障制度の充実

市内への産婦人科医院開設に対して助成を行い、本市の人口増加につなげます。

◆社会保障制度の充実

本年度から、県が市町村とともに国保の財政運営を行うことにより、将来、安定的な運営が可能となるとともに、国保税の見直しを行い、被保険者の負担軽減を図ります。また、高齢者福祉計画・介

## 障がい者福祉の充実

災害時や緊急時に、障がいのある方や認知症の方などが、必要な支援を受けられるよう、ヘルプカードを作成し対象者へ配布します。さらに、意思疎通が困難な聴覚や言語機能に障がいのある方の相談業務等を円滑に行うため、福祉課窓口到手話通訳士1名を週1日配置し、サービスの向上を図ります。

◆障がい者福祉の充実

災害時や緊急時に、障がいのある方や認知症の方などが、必要な支援を受けられるよう、ヘルプカードを作成し対象者へ配布します。さらに、意思疎通が困難な聴覚や言語機能に障がいのある方の相談業務等を円滑に行うため、福祉課窓口到手話通訳士1名を週1日配置し、サービスの向上を図ります。

## 防災体制の強化

防災行政無線をデジタル方式へ移行するため、庁舎3階への基地局の移設、七里岩中継局や子局の更新工事を行います。

◆防災体制の強化

防災行政無線をデジタル方式へ移行するため、庁舎3階への基地局の移設、七里岩中継局や子局の更新工事を行います。

# 心地よい定住環境のあるまちづくり

## 公共バスの充実

市民バスの充実を図るため、龍岡町の真葛、越道、スカイタウン地区へワゴンタイプのバスを導入し、10月から運行を開始します。

◆公共バスの充実

市民バスの充実を図るため、龍岡町の真葛、越道、スカイタウン地区へワゴンタイプのバスを導入し、10月から運行を開始します。

## 道路等の整備

主要地方道韮崎昇仙峡線拡幅工事については、上ノ山・穂坂地区工業団地入口付近を中心に、引き続き、用地の買収状況により順次、歩道と車道の施工および舗装工事を進めていきます。

◆道路等の整備

主要地方道韮崎昇仙峡線拡幅工事については、上ノ山・穂坂地区工業団地入口付近を中心に、引き続き、用地の買収状況により順次、歩道と車道の施工および舗装工事を進めていきます。

心地よい定住環境のあるまちづくり

予算額（千円）

|    |                   |           |
|----|-------------------|-----------|
| 1  | 浄化槽設置促進事業費        | 18,857    |
| 2  | クリーンエネルギー導入促進事業費  | 900       |
| 3  | 廃棄物処理対策事業費        | 68,502    |
| 4  | ごみ減量アクションプラン推進事業費 | 205       |
| 5  | 資源リサイクル推進事業費      | 18,000    |
| 6  | 火葬場管理運営費          | 22,000    |
| 7  | 市営住宅改修事業費         | 19,399    |
| 8  | 定住促進住宅改修事業費       | 53,013    |
| 9  | 持家住宅定住促進助成事業費     | 58,700    |
| 10 | 市立公園等管理費          | 6,083     |
| 11 | 市民バス運行事業費         | 57,113    |
| 12 | 高齢者タクシー利用助成事業費    | 2,662     |
| 13 | 市単独道路整備事業費        | 146,500   |
| 14 | 市道（旭）58号線道路整備事業費  | 43,200    |
| 15 | 市道（神山）2号線道路整備事業費  | 48,600    |
| 16 | 市道（神山）39号線道路整備事業費 | 11,274    |
| 17 | 堀切橋拡幅整備事業費        | 229,800   |
| *  | 水道事業費             | 1,450,457 |
| *  | 公共下水道事業費          | 1,364,400 |

\*印は特別会計・企業会計

# 魅力あふれるまちづくり

## ◆魅力ある観光施策の充実

文部省唱歌「たなばたさま」を作詞した権藤はなよと生誕地である本市を広くPRするため、7月7日の七夕の日までの1か月間、荏崎駅前広場で、「七夕サマールミネーション」にらさき」を開催し、本市の新たな魅力の創出を図ります。

## ◆まちの賑わいをつくりだす商工業の振興

第3期まちなか活性化計画の策定は、市民アンケートの分析結果を踏まえながら作業を進めています。引き続き、

魅力あふれるまちづくり

予算額（千円）

|    |                                   |         |
|----|-----------------------------------|---------|
| 1  | 県営畑地帯総合土地改良事業費                    | 46,644  |
| 2  | 小土地改良事業費                          | 74,934  |
| 3  | 県営かんがい排水事業費<br>(朝穂堰・楯無堰)          | 12,425  |
| 4  | 県営農村地域防災減災事業費<br>(沢村堤・ミツ沢地区・山口溜池) | 19,800  |
| 5  | 赤ワインの丘ブランド化推進事業費                  | 1,290   |
| 6  | 新規就農者支援事業費                        | 18,210  |
| 7  | まちなか活性化推進事業費                      | 18,952  |
| 8  | 商工団体育成事業費                         | 9,265   |
| 9  | 観光振興事業費                           | 17,257  |
| 10 | 再編保育園・藤井公民館整備事業費<br>(公民館分)        | 9,766   |
| 11 | 市立図書館管理運営費                        | 66,431  |
| 12 | サッカーのまちプロジェクト事業費                  | 8,955   |
| 13 | 地域体育館管理運営費                        | 50,877  |
| 14 | 文化ホール管理運営費                        | 139,701 |
| 15 | 美術館管理運営費                          | 27,209  |
| 16 | 新府城跡啓蒙事業費                         | 1,106   |

社会情勢や市民ニーズを把握し、まちなかへ賑わいを創出していきます。

## ◆農業生産基盤の整備

ため池の防災・減災を図るため、穂坂町の沢村堤と新溜池の改修および旭町山口ため池の測量設計を実施します。また、農業用水の安定供給のため穂坂、上ノ山が受益地となる楯無堰の改修を図ります。

## ◆赤ワインの丘ブランド化推進事業

市内の醸造用ブドウの生産

拡大およびワインを新たな地域資源とするなど農業振興を図りながら、6次産業化によるブドウ・ワインを中心としたブランド化を推進していくため、協議会の設立や消費拡大に向けたPRイベントを開催します。

## ◆スポーツ活動の充実

グリーンフィールド穂坂で開催する各種大会やイベント時の駐車スペースの不足を解消するため、駐車場の整備を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

また、老朽化した中田、穴山、円野地区の屋内運動場の改築については、中田町屋内運動場から順次、建設に着手します。

## ◆次世代につなぐ歴史・文化の醸成

まちなか美術館事業では、商店などに荏崎大村美術館が所蔵する作品を貸し出し、まちなかに美術作品の展示を行います。

また、昨年購入した新府城築城に関わる書状については、企画展を開催し、市民の皆さんの学習の機会を設け、貴重な資料を後世に伝えていきます。

# 人が集う交流のあるまちづくり

## ◆市民の交流拠点の充実

市民交流センターコリは交流拠点として世代を超えた多くの市民の皆さんに愛され利用されています。今後も、市民の活動拠点として、皆さんに役立てる施設運営を行います。

## ◆男女共同参画の推進

すべての男女が共に暮らしやすい社会の実現へ向け、市民「協働」でまちづくりに取り組んでいきます。

# 健全な行政活動によるまちづくり

## ◆ふるさと納税の充実

ふるさと納税申し込みのポータルサイトを増加し、県内外に情報発信します。さらに、返礼品のラインナップを充実し、本市行政への参画やPRに努めます。

## ◆市民活動の支援

市民の皆さんのアイデアをまちづくりに活かすため、公募・提案型補助金制度により、活力あるまちづくりへの取り組みを支援します。

健全な行政活動によるまちづくり

予算額（千円）

|   |           |         |
|---|-----------|---------|
| 1 | 職員研修費     | 5,359   |
| 2 | 庁舎管理費     | 134,260 |
| 3 | ふるさと納税事業費 | 61,417  |
| 4 | 賦課徴収事務費   | 38,617  |
| 5 | 総合計画費     | 8,246   |
| 6 | 情報システム管理費 | 179,697 |

人が集う交流のあるまちづくり

予算額（千円）

|   |                |        |
|---|----------------|--------|
| 1 | 市民交流センター管理運営費  | 69,951 |
| 2 | 文書管理事務費        | 26,286 |
| 3 | 広聴広報事務費        | 16,349 |
| 4 | 男女共同参画社会づくり事業費 | 1,261  |
| 5 | 地区活動推進事業費      | 19,802 |



# 蕪崎市まち・ひと・しごと 創生総合戦略

## ◆青少年育成プラザ・ ミアキス

平成28年10月からスタートし、現在では登録者数が千名を超え、多くの中高生が利用しているミアキスですが、本年度は就学・就業で県外へ出た若者とミアキスをつなぐ、WEB版アダルトユニコーンサキの作製により、市内へのカムバックを目指すとともに、中学校、事業者、商工会などと連携して「蕪崎版職場体験」を実施します。

## ◆地方創生の推進

地域でまちづくり活動に取り組む団体の方々の協力を得ながら、外国人が地域住民と交流を図る自然体験型モニターツアーを四季折々に開催し、地域活性化の方向性を探っていきます。

県外大学等へ通学する方に対し、定期券購入費の一部を補助する鉄道支援補助金を創設し、学生の転出抑制を図ります。また本市の製造業の事業所に就業する男女を対象に、婚活アドバイザーによる事前セミナーを開催し、商工

会と連携した婚活イベントにより、若い世代の結婚を応援します。

## ◆空き家対策の促進

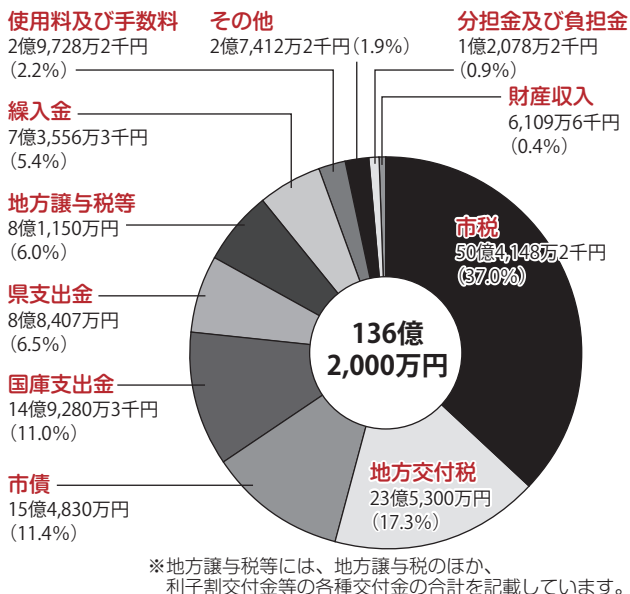
昨年から開始した「空き家暮らし大作戦」による空き家コーディネーターの方々の積極的な情報収集や所有者への活発なアプローチ活動が空き家バンクの登録につながるなど、着実な成果に結びついています。また、持家住宅定住促進助成事業については、市内在住者の追加や子育て世帯への加算など拡充することで、移住・定住の促進による地域の活性化の取り組みを強化します。

まち・ひと・しごと創生総合戦略関連

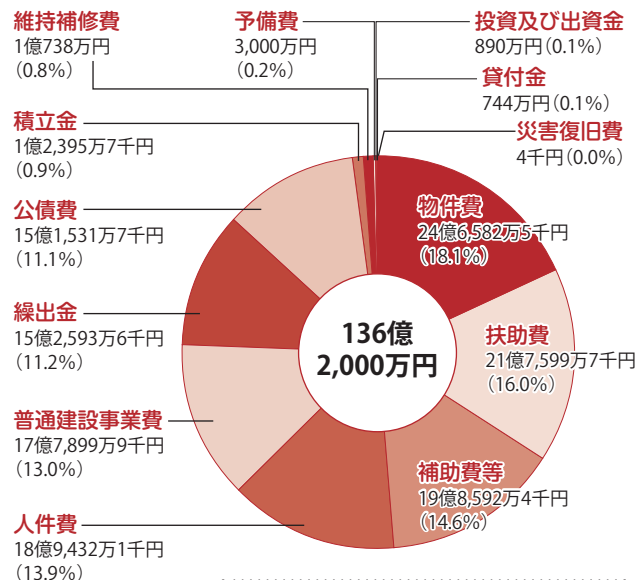
| 予算額（千円） |                        |
|---------|------------------------|
| 1       | 中小企業等支援事業費 6,695       |
| 2       | 定住対策促進事業費(合計) 59,181   |
| 3       | 幸せ結婚・出産応援事業費(合計) 8,748 |
| 4       | 子育て応援事業費(合計) 764       |
| 5       | 観光プロモーション推進事業費 7,858   |

## 平成30年度当初予算 歳入・歳出の内訳（一般会計）

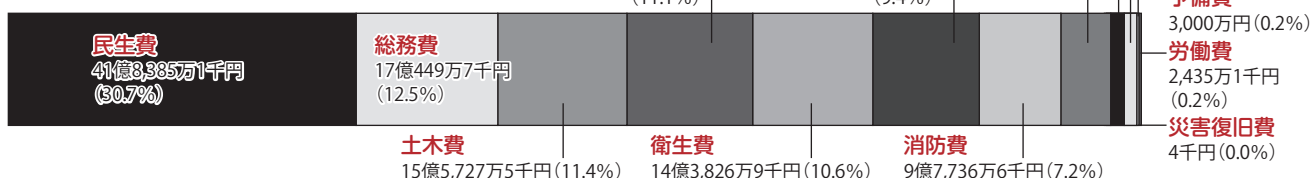
### 歳入



### 歳出〔性質別〕



### 歳出〔目的別〕





ポイントを貯めて、記念品をもらおう

# 健康ポイントリニューアル

ーウエルネスポイントとして新たに始まりますー

■対象者 19歳以上の市民  
(平成31年3月31日時点)

■ポイント達成記念品交換受付  
20ポイント達成後2か月以内

■記念品 20ポイント以上達成した方に1,000円分のクオカード贈呈

■実施期間 4月1日以降  
(有効期限…開始より1年間)

■申し込み・問い合わせ  
健康づくり課 保健指導担当

電話 23-4310

参加方法 ※どちらか選択してください。

●従来のポイント手帳で参加 ●スマホでチャレンジ

ポイント手帳ゲット

LINEに登録



配付窓口



NEW!!

健康づくりのメニューに参加してポイントゲットしましょう

20 POINT

20ポイント達成!!



保健福祉センターにて記念品(クオカード)と交換

事前登録してくれた先着 200 名様にスポーツタオルをプレゼントするよ。詳しくは、健康カレンダーを見てね。

元気な今こそ予防です

## 高齢者肺炎球菌 ワクチン予防接種

肺炎球菌は、肺炎を引き起こす原因となる病原体の一つで、特に高齢者が発症すると重症化する傾向にあります。早めに接種を受け、予防に努めましょう。

■定期接種対象者

①平成31年3月31日現在、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方で過去に1度も肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方  
②接種日現在、60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に1級程度の障がいがある方(接種をご希望の方は身体障害者手帳を持参のうえ健康づくり課にお申し出ください)

※次の方は助成の対象外となりますので、ご注意ください。  
①過去に任意接種により同予防接種を受けたことがある方  
②過去に自己負担により同予防接種を受けたことがある方

■実施期間

4月1日(日)～

平成31年3月31日(日)

■接種費用 1/2負担

※ただし上限4千円で100円未満は切り捨て

■ご注意ください

実施期間外および指定医療機関以外で接種した場合は全額自己負担となります。なお、指定医療機関については健康づくり課までお問い合わせください。

■接種手続き

対象者には3月末に予診票を送付しますので、ご確認のうえ、接種をお願いします。

※66歳以上の定期接種対象者以外で過去に一度も接種したことがない方にも接種費用の一部を助成しています。事前に申請が必要となりますので、必ず接種する前にお問い合わせください。

■問い合わせ

健康づくり課 健康増進担当

電話 23-4310

病院機能評価の  
認定病院となりました!

このたび、市立病院は、病院機能評価において高い評価を受け、「地域に根ざし、安全・安心、信頼と納得の得られる医療サービスを提供すべく、日常的に努力している病院」として認定病院となりました。

病院機能評価は、第三者機関である公益財団法人日本医療機能評価機構が、患者さんに提供される医療や組織全体の運営管理について、中立的、専門的な立場から審査するものです。

今後も病院理念「地域に愛され信頼される病院をつくる」のもと、職員一同、より一層の医療の質の向上と組織運営の改善を目指していきますので、安心してご来院ください。



■問い合わせ

市立病院事務局 総務担当

電話 22-1221

## 早期発見と予防のために

## 人間ドック・脳ドック、乳がん・子宮がん検診受診および手続きのお知らせ

生活習慣病やがん等の早期発見、早期治療のため定期的な検診受診を心がけ、健康な毎日を送りましょう。

例年受診期限間際の予約が殺到し、受診できない状況が生じていますので、余裕をもつて予約・申込をしましょう。

## 両ドックおよび検診共通事項

■受診券発券期間 4月2日(月)～12月21日(金)

■申込場所 健康づくり課(保健福祉センター内)

## 人間ドック

## ■助成額

男性 23,000円

女性 28,000円

## ■受診期限

平成31年3月31日(日)

## ■対象者

■対象者 市健康保険加入者で、平成31年3月31日現在40歳から74歳までの方(昭和19年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方)

※申込時、本人および世帯主が市税を滞納していない方

※総合健診希望者は、人間ドックを受診できません。

## ■申込時の持ち物

国民健康保険証

## ■受診医療機関(6機関)

■受診医療機関(6機関) 市立病院・恵信市立病院・山梨県厚生連健康管理センター・山梨県厚生連健康管理センター・甲府共立病院総合健診センター・石和温泉病院(クアハウス石和)

## 脳ドック

## ■助成額(男女とも)

10,000円

## ■受診期限

平成31年3月31日(日)

## ■対象者

■対象者 市内に住所を有し、平成31年3月31日現在50歳以上の方のうち、前年度脳ドックを受診していない方(昭和44年4月1日以前に生まれた方)

※申込時、本人および世帯主が市税を滞納していない方

【表1】

## 新規勧奨対象者

| 年齢           | 生年月日                                          | 対象検診項目  |
|--------------|-----------------------------------------------|---------|
| 20歳<br>(21歳) | 平成 9 (1997) 年 4月 2日～<br>平成 10 (1998) 年 4月 1日  | 子宮頸がん検診 |
| 40歳<br>(41歳) | 昭和 52 (1977) 年 4月 2日～<br>昭和 53 (1978) 年 4月 1日 | 乳がん検診   |

## 再勧奨対象者

| 年齢           | 生年月日                                          | 対象検診項目                                 |
|--------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------|
| 25歳<br>(26歳) | 平成 4 (1992) 年 4月 2日～<br>平成 5 (1993) 年 4月 1日   | 子宮頸がん検診<br>(◎過去にクーポン券未利用者かつ市のがん検診未受診者) |
| 30歳<br>(31歳) | 昭和 62 (1987) 年 4月 2日～<br>昭和 63 (1988) 年 4月 1日 |                                        |
| 35歳<br>(36歳) | 昭和 57 (1982) 年 4月 2日～<br>昭和 58 (1983) 年 4月 1日 |                                        |
| 40歳<br>(41歳) | 昭和 52 (1977) 年 4月 2日～<br>昭和 53 (1978) 年 4月 1日 | 乳がん検診<br>(◎過去にクーポン券未利用者かつ市のがん検診未受診者)   |
| 45歳<br>(46歳) | 昭和 47 (1972) 年 4月 2日～<br>昭和 48 (1973) 年 4月 1日 |                                        |
| 50歳<br>(51歳) | 昭和 42 (1967) 年 4月 2日～<br>昭和 43 (1968) 年 4月 1日 |                                        |
| 55歳<br>(56歳) | 昭和 37 (1962) 年 4月 2日～<br>昭和 38 (1963) 年 4月 1日 |                                        |
| 60歳<br>(61歳) | 昭和 32 (1957) 年 4月 2日～<br>昭和 33 (1958) 年 4月 1日 |                                        |

## 乳がん・子宮がん検診

食生活の欧米化などにより、乳がんや子宮頸がんが増加しています。いずれも早期に発見し、治療を行えば、高い確率で治癒するといわれています。ご自身または大切なご家族のため、年に一度の検診をお勧めします。

新規勧奨対象者および再勧奨対象者で【表1】に該当す

が市税を滞納していない方

## ■申込時の持ち物

健康保険証

## ■受診医療機関(2機関)

市立病院・秋山脳外科

無料クーポン券を5月中に郵送しますので、詳細を確認のうえ受診してください。

無料クーポン券対象者以外の方で受診希望の方

事前に受診券が必要となりますので、発券期間・申込場所にて手続きをお願いします。

※【表2】参照

健康づくり課 健康増進担当

2023-4-31 0

健康づくり課 健康増進担当

健康づくり課 健康増進担当

健康づくり課 健康増進担当

健康づくり課 健康増進担当

健康づくり課 健康増進担当

【表2】

|                     | 子宮がん検診                                             |                      | 乳がん検診                                      |                     |
|---------------------|----------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------|---------------------|
|                     | 頸部                                                 | 体部                   | 超音波検査                                      | マンモグラフィー検査          |
| 対象者※1<br>(市健康保険加入者) | 年度末年齢 21 歳以上の女性                                    | 医師の判断により検診が必要と認められた方 | 年度末年齢 25 歳～39 歳の女性、<br>年度末年齢 40 歳以上の偶数年の女性 | 年度末年齢 41 歳以上の奇数年の女性 |
| 発券期間                | 【表1】の対象者は無料クーポン券を使って受診してください。受診券は必要ありません。          |                      |                                            |                     |
| 受診申込<br>(受診券発券)     | 平成 30 年 4 月 2 日 (月) ～平成 30 年 12 月 21 日 (金)         |                      |                                            |                     |
| 受診場所                | 健康づくり課(保健福祉センター内)または総合健診会場                         |                      |                                            |                     |
| 受診期間                | 指定医療機関                                             |                      |                                            |                     |
| 持ち物                 | 山梨県厚生連健康管理センター(保健福祉センター、東京エレクトロン市立病院) 市立病院 市立クリニック |                      |                                            |                     |
| 自己負担金               | 平成 31 年 1 月 31 日 (木) まで                            |                      |                                            |                     |
|                     | 健康保険証、自己負担金                                        |                      |                                            |                     |
|                     | 2,000 円                                            | 800 円                | ※医療機関へ支払い                                  | 1,000 円             |
|                     | ただし、70 歳以上は無料。*1                                   |                      |                                            |                     |

※1 平成 31 年 3 月 31 日現在の年齢となります。



長寿介護課よりお知らせ

# 「健やかいきいき安心 長寿のまち」を目指して

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的として、平成12年のスタート以来18年にわたり普及が図られ、生活の中にも定着するようになってきました。

本市ではこの度、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、高齢者施策を総合的に推進していくため、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）を策定しました。

## 平成30年度介護保険制度の概要について

### ①運営目標

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を目指した取り組みや医療・介護・福祉といった多職種間の連携による地域ネットワークの強化を推進していきます。

### ②介護予防

平成29年度から開始されている「介護予防・日常生活支援総合事業」や「地域まるごと介護予防推進事業」を充実させていきます。

### ③介護保険料（65歳以上）

山梨県内でも低い水準に据え置かれています。

※表1参照

### ④3割負担の導入

現在、介護サービスを利用している方の自己負担割合は、所得金額等に応じて1割または2割となっていますが、平成30年8月より特に所得の高い方は3割負担となります。要介護認定を受けている方には7月下旬頃に新たな「介護保険負担割合証」を発行しますので、そちらでご自身の負担割合をご確認ください。

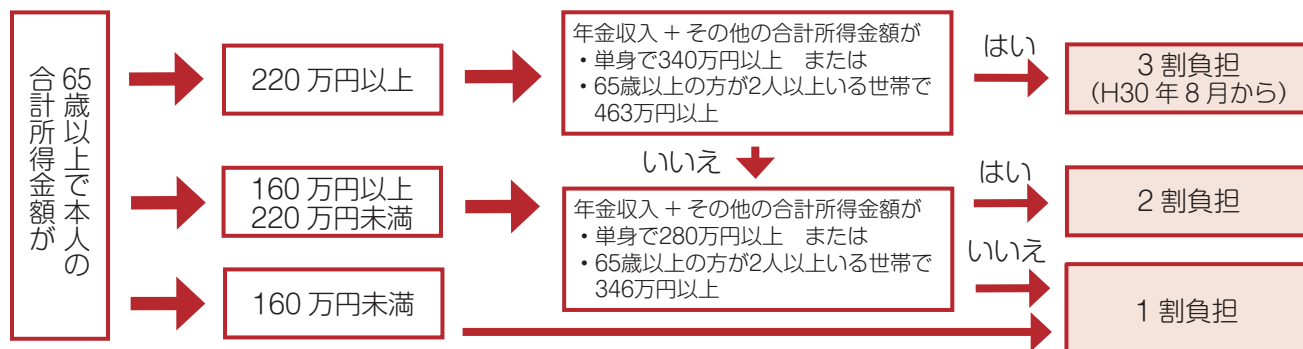
※図1参照



【表1】平成30年度の介護保険料（段階設定）

| 所得段階  | 対象者                    |                                                      | 保険料<br>(年額)      |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------|------------------|
|       | 市民税                    | 本人の平成29年中の合計所得金額等                                    |                  |
| 第1段階  | 世帯全員が非課税               | ・生活保護受給者<br>・老齢福祉年金受給者<br>・課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円以下 | 27,800円          |
| 第2段階  |                        | ・課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円超 120万円以下                    | 46,200円          |
| 第3段階  |                        | ・課税年金収入額 + 合計所得金額 = 120万円超                           | 46,200円          |
| 第4段階  | 本人は非課税<br>かつ<br>世帯員が課税 | ・課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円以下                           | 55,500円          |
| 第5段階  |                        | ・課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円超                            | 61,600円<br>(基準額) |
| 第6段階  | 本人が課税                  | ・合計所得金額 = 120万円未満                                    | 74,000円          |
| 第7段階  |                        | ・合計所得金額 = 120万円以上 200万円未満                            | 80,100円          |
| 第8段階  |                        | ・合計所得金額 = 200万円以上 300万円未満                            | 92,400円          |
| 第9段階  |                        | ・合計所得金額 = 300万円以上 500万円未満                            | 104,800円         |
| 第10段階 |                        | ・合計所得金額 = 500万円以上                                    | 117,100円         |

【図1】介護保険サービスの自己負担割合



※市民税非課税の方、40歳から64歳の方は1割負担です。

**平成30年度介護保険料の仮徴収のお知らせおよび暫定通知書を送付します**

今回送付する通知は、本年度の住民税の課税所得が4月時点では確定していないため、30年度前期分の保険料を暫定的に算定したものです。

本来の保険料額の通知は、本年度の住民税が確定した後、に再計算し、7月に改めて送付します。

■年金より天引き

(特別徴収)の方

平成30年4月・6月・8月の通知(仮徴収のお知らせ)

**あなたのやさしさを！  
献血にご協力ください**

献血は身近にあるボランティアです。次のとおり市役所庁舎にて献血を行いますので、多くの皆様のご理解とご協力をお願いします。

■日時 4月26日(木)

10時～11時30分

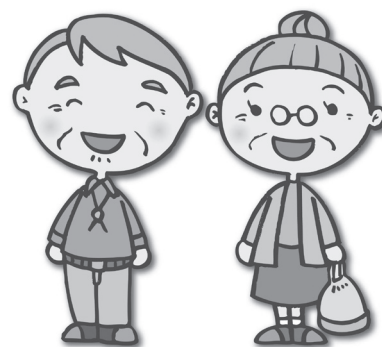
12時30分～15時30分

■会場 市役所庁舎東駐車場

■問い合わせ

山梨県赤十字血液センター  
055-251-5891

23-4310



です。前年度から継続して特別徴収の方は、暫定的に前年度2月の保険料と同額を年金から天引きします。

また、4月から新たに特別徴収となる方は、前年度と同じ所得段階の保険料を、納期6回で割った金額が、年金から天引きとなります。

※天引き額が年間を通して均等になるように、8月の仮徴収額を変更する場合があります。

※7月送付の通知に記載

■納付書または口座振替

(普通徴収)の方

平成30年4月・6月分の介護保険料額の通知(暫定通知書)です。前年の所得が確定していないため、前々年の所得をもとに算定した保険料額での納付となります。

## 地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターは高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援するための拠点です。

■支援内容

- 自立した生活ができるよう介護予防をすすめます。要支援と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方への支援を行います。(介護予防ケアプランの作成など)
- 介護に関する悩みや心配ごとなど様々な相談に応じます。
- 高齢者の皆さんの権利を守ります。成年後見制度の利用や虐待防止などの支援を行います。
- 65歳以上のすべての方が利用できる、いきいき貯筋クラブや地域まるごと介護予防推進事業など、地域の方と協力しながら介護予防事業を行います。(随時、広報でお知らせします。)
- 医療や介護、住まい、日常生活など必要な支援が切れ目なく提供できるよう、多職種と定期的に話し合いを行い地域包括ケア体制の強化を行います。



▲いきいき貯筋クラブの様子

介護や介護予防、生活の中での悩みや心配ごとなどお気軽にご相談ください。

## 在宅医療介護多職種連携研修会を開催

2月8日(木)、市民交流センターニコリ多目的ホールで、「認知症高齢者の服薬支援」をテーマに研修会を行いました。当日は医療や介護の関係者90名が集い、薬剤師と主任介護支援専門員とのパネルディスカッションや、グループワークを通じて服薬の工夫、また主治医や薬局、高齢者に携わる関係者との連携の取り方など話し合いました。



■ P8・9 への問い合わせ 長寿介護課 介護保険担当・介護支援担当・介護予防担当 ☎ 23-4313



「共生社会」の実現のために

# 障害者差別解消法施行から2年が経過しました

「障害者差別解消法」は、障がいのある方への差別をなくすことで、障がいのある方も共に生きる社会をつくることを目指しています。

Q 障がい者に対する差別とは？

法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別であるとされています。

■不当な差別的取扱い

「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだからといってお店に入れないなどは、障がいのない方と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」になります。

■合理的配慮をしないこと

聴覚障がいのある方に声だけで話す、視覚障がいのある方に書類を渡すだけで読みあげない、知的障がいのある方にわかりやすく説明しないことは、障がいのない方にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある方には情報を伝えないことになります。

|              | 障がい者への不当な差別的取扱い | 障がい者への合理的配慮の提供 |
|--------------|-----------------|----------------|
| 国・地方公共団体等    | 禁止              | 法的義務           |
| 会社・お店（民間事業者） | 禁止              | 努力義務           |

表 国・地方公共団体と民間事業者

障がいのある方が困っている時にその方の障がいに配慮した必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障がいのある方に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。

Q 差別した会社・お店などは、どうなりますか？

障がいのある方にどんな対応をしたか役所に報告するよう求められたり、差別をしないように注意をされる場合があります。

Q 障がいのことで差別されたら、どうしたら良いですか？

市では、障がい者差別に関する相談を行う「地域相談員」を福祉課内に配置して、相談体制を整備していますので、障がいを理由とした差別を感じた時は気軽にご相談ください。

☆福祉課窓口到手話通訳士を設置

聴覚等に障がいのある方が、生活上の相談や市の窓口で手続きを円滑に行えるよう、本年度から手話通訳士を設置します。

■設置日時

毎週木曜日（祝日は除く）  
9時～12時・13時～16時

☆「ヘルプカード」を配布します

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に自己の障がいなどについて説明し、手助けや支援を求めやすくなるために、

ヘルプカードを作成することとしました。

次のとおり、窓口で配布するとともに、障がい等が重い方には個別に郵送しますので、ご活用ください。

■郵送対象者

- ・重度心身障害者医療費助成金受給資格者
- ・障害福祉サービス利用者
- ・認知症徘徊SOSネットワーク登録者

■配布・郵送時期 5月頃

※障害手帳等をお持ちでなくても希望者には配布します（1人1枚）

■配布場所

・福祉課・保健福祉センター  
・障害者差別解消支援地域協議会を設置

障害者差別解消法に基づき、差別を解消するための取組を効果的に行うため、蕨崎市と北杜市の共同により「峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会」を本年度から設

置します。

協議会では、以下の団体等の代表者を委員とし、差別事案の情報共有や解決に向けた協議等を行います。

- ①相談支援事業者
- ②障害福祉サービス事業者
- ③保健および医療関係者
- ④教育および雇用関係機関に所属する者

- ⑤障がい者関係団体に所属する者
- ⑥山梨県障害者居住条例に規定する障害者差別地域相談員
- ⑦障がい者およびその保護者
- ⑧関係行政機関の職員
- ⑨その他市長が必要と認める者

啓発デーです

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。日本では、4月2日から8日まで「発達障がい啓発週間」としていますのでお知らせします。

■問い合わせ

福祉課 障がい福祉担当  
（内線1825・185）



▲ヘルプカードイメージ図

## 就学援助費・特別支援教育就学奨励費の支給額を変更

市では、経済的理由によって就学が困難と認められる児童または生徒の保護者および、特別支援学級に在籍する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助費および特別支援教育就学奨励費を支給しています。

平成 30 年度分より以下のとおり支給額を変更しますのでお知らせします。

### 1 就学援助費

就学援助費変更金額一覧

|     |     | 学用品費                           | 校外活動費<br>(宿泊なし)              | 校外活動費<br>(宿泊あり)              | 新入学児童<br>生徒学用品費 | 修学旅行費                         | 通学費 | 医療費        | 学校給食費               |
|-----|-----|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------|-------------------------------|-----|------------|---------------------|
| 小学校 | 変更前 | 13,270 円<br>(1 年生<br>11,100 円) | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 1,510 円) | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 3,470 円) | 19,900 円        | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 30,000 円) | 実費  | 保護者<br>負担分 | 実費<br>(上限 37,000 円) |
|     | 変更後 | 13,650 円<br>(1 年生<br>11,420 円) | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 1,570 円) | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 3,620 円) | 40,600 円        | 実費<br>(対象経費)                  | 実費  | 保護者<br>負担分 | 実費                  |
| 中学校 | 変更前 | 23,870 円<br>(1 年生<br>21,700 円) | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 2,180 円) | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 5,840 円) | 22,900 円        | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 50,000 円) | 実費  | 保護者<br>負担分 | 実費<br>(上限 42,500 円) |
|     | 変更後 | 24,550 円<br>(1 年生<br>22,320 円) | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 2,270 円) | 実費<br>(対象経費)<br>(上限 6,100 円) | 47,400 円        | 実費<br>(対象経費)                  | 実費  | 保護者<br>負担分 | 実費                  |

### 2 特別支援教育就学奨励費

特別支援教育就学奨励費変更金額一覧

|     |     | 学用品費                        | 校外活動費<br>(宿泊なし)                       | 校外活動費<br>(宿泊あり)                       | 新入学児童<br>生徒学用品費 | 修学旅行費                                  | 通学費 | 学校給食費                       |
|-----|-----|-----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----|-----------------------------|
| 小学校 | 変更前 | 6,635 円<br>(1 年生 5,550 円)   | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 755 円)   | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 1,735 円) | 9,950 円         | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 15,000 円) | 実費  | 実費の 2 分の 1<br>(上限 18,500 円) |
|     | 変更後 | 6,825 円<br>(1 年生 5,710 円)   | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 785 円)   | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 1,810 円) | 20,300 円        | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1                  | 実費  | 実費の 2 分の 1                  |
| 中学校 | 変更前 | 11,935 円<br>(1 年生 10,850 円) | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 1,090 円) | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 2,920 円) | 11,450 円        | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 25,000 円) | 実費  | 実費の 2 分の 1<br>(上限 21,250 円) |
|     | 変更後 | 12,275 円<br>(1 年生 11,160 円) | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 1,135 円) | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1<br>(上限 3,050 円) | 23,700 円        | 実費 (対象経費)<br>の 2 分の 1                  | 実費  | 実費の 2 分の 1                  |

### 3 変更内容

- ・「学用品費」「新入学児童生徒学用品費」の支給単価の増額
- ・「校外活動費（宿泊なし）」「校外活動費（宿泊あり）」の上限額の引き上げ
- ・「修学旅行費」「学校給食費」の上限額の撤廃

問い合わせ 教育課 学校教育担当（内線 264）



# 平成30年度 市税等納期のお知らせ

## ■平成30年度 市税等納付期限一覧表

| 納付期限             | 市県民税<br>(普通徴収)  | 固定資産税<br>都市計画税 | 軽自動車税 | 国民健康<br>保険税 | 介護保険料<br>(普通徴収) | 後期高齢者<br>医療保険料<br>(普通徴収) | 市県民税<br>(特別徴収) |
|------------------|-----------------|----------------|-------|-------------|-----------------|--------------------------|----------------|
| 平成 30 年 5 月 1 日  |                 |                |       |             | 第 1 期           |                          | 毎月 10 日        |
| 5 月 31 日         |                 | 第 1 期<br>全期前納  | 全期    |             |                 |                          |                |
| 7 月 2 日          |                 |                |       |             | 第 2 期           |                          |                |
| 7 月 17 日         | 第 1 期*1<br>全期前納 |                |       |             |                 |                          |                |
| 7 月 31 日         |                 | 第 2 期          |       | 第 1 期       |                 | 第 1 期                    |                |
| 8 月 31 日         | 第 2 期           |                |       | 第 2 期       | 第 3 期           | 第 2 期                    |                |
| 10 月 1 日         |                 |                |       | 第 3 期       |                 | 第 3 期                    |                |
| 10 月 31 日        | 第 3 期           |                |       | 第 4 期       | 第 4 期           | 第 4 期                    |                |
| 11 月 30 日        |                 |                |       | 第 5 期       |                 | 第 5 期                    |                |
| 12 月 25 日        |                 | 第 3 期          |       | 第 6 期       | 第 5 期           | 第 6 期                    |                |
| 平成 31 年 1 月 31 日 | 第 4 期           |                |       | 第 7 期       |                 | 第 7 期                    |                |
| 2 月 28 日         |                 | 第 4 期          |       | 第 8 期       | 第 6 期           | 第 8 期                    |                |

\* 1 …口座振替は 7 月 31 日に引き落としします。

## ■注意事項

- ・市県民税（特別徴収）は口座振替に対応しておりません。
- ・口座振替日は、各納付期限日と同日になります（市県民税（普通徴収）第 1 期のみ別日）。
- ・残高不足等で振替不能になった場合は、翌 10 日（休業日の場合は翌営業日）に再振替を行います。
- ・新たに口座振替をご利用の場合は、市内金融機関または税務収納課へお問い合わせください。
- ・災害、傷病等の理由により納付期限内に納付ができない場合は、お早めに税務収納課へご相談ください。
- ・納付期限日までに納付されなかった場合、督促状が送付されます。督促状送付日以降は督促手数料が追加徴収となりますので、納付期限日までに納め忘れないようにご注意ください。

## ■市税等の収納業務を委託

市では、市税等のコンビニエンスストアでの収納業務を法令に基づき地銀ネットワークサービス株式会社に委託しています。

■問い合わせ 税務収納課 収納推進担当（内線 163～166）

# 国保の 4 月からの制度変更のお知らせ

国民健康保険に係る高額療養費の多数該当が都道府県単位で通算されます。

山梨県内の転居であれば、高額療養費の多数該当回数が通算されるようになります。

【表 1】

|           | 4 月  | 5 月  | 6 月  | 7 月                   | 8 月  | 9 月  | 10 月 |
|-----------|------|------|------|-----------------------|------|------|------|
| これまで      | 1 回目 | 2 回目 | 3 回目 | 1 回目                  | 2 回目 | 3 回目 | 4 回目 |
|           |      |      |      | 同じ都道府県内の<br>ほかの市町村へ転居 |      |      |      |
| 平成30年4月以降 | 1 回目 | 2 回目 | 3 回目 | 4 回目                  | 5 回目 | 6 回目 | 7 回目 |
|           |      |      |      | ここから該当                |      |      |      |

入院した時の食事の自己負担が変わります。

住民税課税世帯の入院時食事代標準負担額が変わります。

【表 2】

| ①                           | 一般（②、③以外の方）                     | 一食 460 円 |
|-----------------------------|---------------------------------|----------|
| ② 住民税非課税世帯<br>(70 歳以上は低所得Ⅱ) | 90 日までの入院（過去 12 ヶ月以内の日数）        | 一食 210 円 |
|                             | 90 日を超える入院（過去 12 ヶ月以内の日数）       | 一食 160 円 |
| ③                           | ②のうち所得が一定以上に満たない 70 歳以上の方（低所得Ⅰ） | 一食 100 円 |

※赤字の部分が平成 30 年 4 月から変わるところです。  
※②、③の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院時に提示する必要があります。  
国保年金担当で申請し交付を受けてください。

■問い合わせ 市民生活課 国保年金担当（内線 127～129・137）

快適な暮らしを守る

## 下水道事業にご理解ご協力を

下水道工事は公共水域の水質保全を図るとともに、生活環境の向上を目的に進められています。下水道が使用できる区域にお住まいの方で、未接続の方は速やかに下水道への接続をお願いします。

### 供用開始区域の拡大へ

平成29年度に旭町上條南割地内の一部で行われた下水道工事は、3月末をもって完了し、供用が開始されました。今回の工事により公共汚水マスを設置した方々は、4月から新たに下水道への接続をしていただくことにより、下水道を使用することができるようになりました。

### 供用開始された地区に下水道が使用できる土地をお持ちの方

受益者負担金がかかりますので、4月中旬に、申告書を送付します。ご確認いただき申請をお願いします。

### 宅内排水設備接続の方法

下水道に接続する宅内工事については、市が指定した「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は

### 各種補助事業のご活用を

市に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを代行します。指定工事店の一覧は下水道担当および市ホームページでご確認ください。なお、工事は個人負担となります。

### ●排水設備工事融資あつせん

①融資あつせん額

排水設備工事  
資金100万円以内

②利子補給

市が3%以内の利子補給

③償還方法

融資を受けた日から3年以内毎月元金均等償還

④融資あつせん条件

※処理区域内に居住していること。  
※市税および受益者負担金を滞納していないこと。

### ●下水道排水設備補助金

下水道処理区域内において平成13年4月1日以降に設置

届を提出し、合併処理浄化槽を設置した方で、下水道排水設備工事を行う場合、補助金の額は「表1」のとおりです。

### ●合併浄化槽普及事業費補助金

下水道認可区域外に、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方を対象に工事費の一部を補助します。

なお、現在ご使用の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に取替える場合も補助対象となります。

### ■補助対象区域

穂坂、中田、穴山、円野、清哲、神山の全域と祖母石の一部、岩下の一部。

これに該当しない区域でも下水道区域外等補助対象となる場合があります。

### ■補助額「表2」を参照

※「表2」と浄化槽の設置費用の4割のいずれか低い方の額（浄化槽の人槽は、住宅の延べ床面積のみで決定されるわけではありません）  
※申請受付は予算額に達した時点で終了します。

### 異動があったときは届出を

転出、転居や名義変更、井戸水使用世帯構成員の変更などにより異動があったときは、

すみやかに下水道担当へ届出てください。

### 下水道を正しく使用しましょう

下水道を使う一人ひとりがルールを守って上手に使うことを心がけましょう。

### ○台所では・・・

食用廃油等の油脂類、調理くず、残飯などを流すと管が詰まったり悪臭の原因となりますので流さないようにしましょう。

### ○トイレでは・・・

水洗トイレにトイレット

【表1】下水道排水設備設置補助金（一般家庭のみ）

| 接続時期                         | 補助金額 |
|------------------------------|------|
| 処理区域公示から1年以内<br>(H30年4月供用開始) | 8万円  |
| 処理区域公示から2年以内<br>(H29年4月供用開始) | 5万円  |
| 処理区域公示から3年以内<br>(H28年4月供用開始) | 3万円  |

【表2】合併浄化槽普及事業費補助金

| 人槽区分     | 補助限度額    |
|----------|----------|
| 5人槽まで    | 332,000円 |
| 6人槽～7人槽  | 414,000円 |
| 8人槽～50人槽 | 548,000円 |

ペーパー以外の水に溶けない紙や紙おむつ、タバコ、ガムなどを流さないようにしましょう。

### ○洗濯場、風呂、洗面所では・・・

洗濯では、リンを含まない洗剤を使いましょう。毛髪などは管を詰まらせる原因となるので、目皿等を用いて管に入らないようにしましょう。

### ■問い合わせ

上下水道課 下水道担当  
(内線613・614)





## 葦崎北東小学校に新しいスクールバス

2月20日（火）、葦崎北東小学校でスクールバスの納車式が行われました。

バスには二ーラの絵がラッピングされ、児童の登下校や校外活動に利用されます。式では、児童会長の坂本結菜さんが「私たちのために新しいスクールバスを用意していただいたので、感謝の気持ちを忘れず、きれいに利用したいです。」と児童を代表してあいさつしました。

## 北巨摩医師会と協定書を締結

2月22日（木）、北巨摩医師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しました。

この協定は、大規模災害が発生した際に、市が設置する医療救護所への医師等の派遣について、北巨摩管内の広域的な医療救護班を編成し、傷病者の応急処置等の協力業務を行うという内容です。



## 葦崎の民話 大型紙芝居制作・発表事業

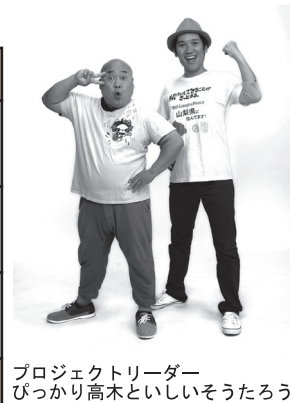
～みんなで創るにらさきの文化プロジェクト～

## 大型紙芝居制作・演劇・合唱の参加者を募集します！

中田町中條に伝わる「縁切り橋」という民話をもとにした大型紙芝居を制作し、劇や合唱をつけて発表する大型紙芝居制作・発表メンバーを募集します。テレビでおなじみの、よしもと興業山梨住みます芸人“ぴっかり高木といいそうたろう”さんがプロジェクトリーダーとして参加します。でき上がった作品は、11月に発表する予定です。

未経験者大歓迎！あなたもプロジェクトに参加してみませんか？

| 内 容                       | 対象・人数          | 作 業・練 習              | 指 導                   |
|---------------------------|----------------|----------------------|-----------------------|
| 紙芝居彩色<br>(下絵に色を塗ります)      | どなたでも<br>12名程度 | 5月～7月<br>週1回 計10回    | 羽中田桂子 氏               |
| 演劇出演                      | 高校生以上<br>14名   | 5月～11月<br>月2回 計10回程度 | いいそうたろう 氏<br>葦崎さざなみの会 |
| 合 唱                       | 小中学生<br>20名程度  | 7月～11月<br>月2回 計10回程度 | 星ひろ美 氏                |
| ※作業・練習に参加できない日があっても大丈夫です。 |                |                      |                       |



プロジェクトリーダー  
ぴっかり高木といいそうたろう

### ■募集期間

<紙芝居・演劇>

4月3日から4月30日

<合唱>

4月3日から5月31日



### ■作業・練習会場

市民交流センターニコリ

日程、時間等詳細はお問い合わせください

### ■申し込み・問い合わせ

(一財) 武田の里文化振興協会

☎ 30-0510

F 30-0511

✉ breeze@waltz.ocn.ne.jp

葦崎中央公民館

☎ 20-1115

F 20-1116

✉ kouminkan2@nirasaki-nicori.jp

## 100 歳おめでとうございます!!



2月14日(水)、堀井孟夫さん宅へ訪問



2月21日(水)、伊藤春雄さん宅へ訪問

満100歳になられた堀井孟夫さん(穴山町)と伊藤春雄さん(上祖母石)の長寿を祝い、内藤市長がお宅を訪問しました。堀井さんは、毎日畑仕事に行くのが楽しみで、健康の秘訣は「朝昼晩の規則正しい食生活が大事」と話してくれました。伊藤さんは、市長がお宅へ訪問した初めての男性の100歳で、若い時から病気をしたことがないそうです。健康の秘訣は「好き嫌いなく何でも食べること」と話してくれました。これからも元気で長生きしてください。



## Miacis 新年度 START ! 今年度もよろしくお願いします!

### 昨年はこんな感じでした!

昨年は、7800人(2017年2月23日現在)の中高生に利用していただき、日々笑い声に溢れた空間になっていました。Miacisには毎日多くの中高生が訪れ、勉強をしたり、卓球、ボードゲームをしたりと楽しんでいました。また、イベントでは大学生や地域の方にもご参加、ご協力いただき、多くの交流が生まれたと思います。そのような交流が中高生の視野を広げ、選択肢を多く持つきっかけとなっていたら幸いです。多くの地域の方々にも応援やご協力をいただき、本当に感謝しています。

### 中高生の声をご紹介します!

「Miacisに来て新しい友だちができた」  
「Miacisがなかったらやりたいことに挑戦していなかったと思う」  
「イベントで大学生とか色々な人と関わって楽しい」  
「スタッフに相談に乗ってもらえて元気でした」  
「ミアキスは家の次の第二の居場所だと思っています」  
このような嬉しい声を聞くことができました!!

### 中高生プロジェクトのご報告

自分たちの“好き”を披露する場を作り、仲間を集めてダンスや歌を披露した「Miacis文化祭」、カフェオーナーになる夢への第一歩としてMiacis文化祭で自分でドリップしたコーヒーを配布した「フリーコーヒープロジェクト」、デンマークの教育や福祉を学ぶためにデンマークに行くことを目指し、渡航資金を集めるためにクラウドファンディングに挑戦した「デンマークプロジェクト」など、計7つのプロジェクトが立ち上がり、中高生は自分たちのやりたいことをカタチにしようと日々努力していました。

### 今後のミアキス

今年度からは、中高生が主体となって中高生のためのスペースを育てていくために、ミアキスを運営する中高生スタッフ制度を導入する予定です。また、地域のみならずとのつながりをより深めていけるよう、様々な仕掛けも考えておりますので、今後ともご支援・ご協力をよろしくお願いします。

### 保護者見学会 4/21(土)~4/23(月)

中高生の保護者の方に、自由にミアキスを見学していただける3日間。中高生が過ごす空間の様子を、保護者の皆さんにぜひ一度ご覧いただけたらと思います。

### —— 職場体験受け入れ企業を募集しています! ——

来年度より葦崎西中学校・葦崎東中学校とNPO法人河原部社が連携し、地域ぐるみで職場体験をより良くしていくための取り組みがスタートします。職場体験は子どもたちに地域にある仕事の魅力を伝える絶好の機会です。そこで、市内の職場体験受け入れ可能企業の皆さんを、登録することにより、子どもたちが多くの体験先の選択肢を持てるようにしたいと考えています。企業の皆さんにもご理解いただき、ぜひ職場体験の受け入れをお願いします。(今年の職場体験は、葦崎西中学校7月2日・3日、葦崎東中学校7月5日・6日に行われる予定です。)

詳細のお問い合わせは0551-45-9919(青少年育成プラザMiacis)までお願いします。



# 市民交流センター ニコリ イベント

ニコリ主催イベント  
問合せ ☎ 22-11121

劇団かし座がやってくる  
魔法つかいの

おとぎばなし (無料)

劇団かし座による影絵を行います。楽しいお話だけでなく、手影絵の体験もできます！

■日時 4月21日 (土)

14時開演

13時30分開場

■場所 ニコリ3階

多目的ホール

■定員 120名

■共催 葦崎市子育て支援センターにら★ちび

むくみ解消！  
美脚セルフケアマッサージ

脚のむくみの解消を目標に、自宅でも簡単にできるセルフケアマッサージ法を学びます。

■日時 4月22日 (日)

13時30分～15時

■場所 ニコリ1階

和室会議室1・2

■定員 16名

■参加費 1,000円

■講師 齋藤 晴美先生

大村記念図書館  
問合せ ☎ 22-4946

プロジェクト「N」

ヴァンフォーレ甲府共催イベント

「スポーツのチカラ」 (無料)

ヴァンフォーレ甲府の選手やスタッフが講師となり、食の大切さや、コーチング、現在の仕事に就くまでを語ってくれます。

■日時 (全5回)

5月13日 (日) 本のチカラ

6月10日 (日) 食のチカラ

7月8日 (日) 仕事図鑑

8月12日 (日) 心を育てる

9月23日 (日) 夢のチカラ  
14時～1時間30分前後

※基本全ての日程参加となります。(内容は変更になる場合があります。)

■場所 ニコリ2階会議室9

■対象・定員

小中学生の親子20組程度

■講師

ヴァンフォーレ甲府選手およびスタッフ

■申込

4月7日 (土) より、電話または図書館カウンターにて受付

5冊以上本を借りて、期間限定特製「にらっこ」しおりをゲットしよう！

子どもの読書週間に、貸出しシートの本の冊数が5冊以上の方に、図書館オリジナルキャラクター「にらっこ」の特製しおりをプレゼントします！この期間にしかもらえない特別なしおりをぜひゲットしてみたいかがでしょうか。

■期間 4月21日 (土) ～ 5月13日 (日) まで

■受取方法

期間中の日付で5冊以上の貸出しシートを図書館カウンターへお持ちください。貸出しシートは複数枚で5冊以上でも可能です。(ただし同一人物の利用者シートに限りません。)

『ビューティフル！』展示

4月8日は、「ヴィーナスの日」です。1820年のこの日、エーゲ海に浮かぶミロス島の洞窟でヴィーナス像が発見されました。春は美しい季節です。失われつつある古き良き昭和の美など、様々な「美」に関連する展示を行います。

■展示期間 3月31日 (土) ～ 4月26日 (木)

ぬいぐるみのおとまりかい  
(参加無料)

大好きなぬいぐるみと、一緒におはなし会に参加しませんか？その後、ぬいぐるみはおとまりして夜の図書館を探検します。お迎えの時には、ミニアルバムと一緒にぬいぐるみが選んだおすすめの本を貸出します。

■日時 4月29日 (日)

16時～16時30分

15時30分受付開始

■場所 お迎えは翌30日正午～

ニコリ2階

■対象 イベントスペース

利用カードをお持ちの小学生以下の子どもの保護者、ぬいぐるみ

■定員 子ども15名 (子ども1人につき、ぬいぐるみ1

体)

■申込 4月7日 (土) より、電話または図書館カウンターにて受付

朗読のついで (無料)

4月は市内3つの朗読ボランティアグループの出演です。

■日時 4月21日 (土)

14時～15時

■場所 ニコリ2階

会議室9

■内容 (作品名・朗読者)

「糸車」 山本周五郎作

朗読 保阪えみ子氏  
「竹取物語」

朗読 小澤かなめ氏

「千魚と漏電」

阿刀田 高作

朗読 青木 文子氏

中央公民館

問合せ ☎ 20-11115

まなびnoサロンCOCO  
つな『しゃべらん会』 (無料)

生涯学習ボランティア「COCOつな」が、毎月第2木曜日に楽しいおしゃべりができる会を開いています。家にこもりがちな方やお友達を作りたい方など、どなたでも自由にお越しください。

■日時 4月12日 (木)

13時30分～16時

■場所 ニコリ1階会議室1 (時間内出入り自由)

バス&ウォークで春の桜を  
観にいこう！ (参加無料)

COCOつな企画！バスに乗って桜を観に行きませんか？春のひと時、ウォーキングも兼ねて桜を満喫しましょう。(自家用車参加可)

■日時 4月13日 (金)

11時ニコリ入口集合

16時頃解散 ※雨天中止

■行先 清哲・神山

■定員 12名

■持ち物 往復市民バス代・  
昼食・飲み水・歩ける服装

■申込 4月3日（火）より  
受付開始

ふるさと歴史再発見ウォーク  
春の新府城を歩こう！（無料）

気持ちの良い季節、草花を  
楽しみ歴史を学びながら春の  
新府城を歩いてみませんか？

■日時 4月28日（土）  
9時～12時

■集合 新府城駐車場  
9時集合

■講師 ※雨天中止  
市教育委員会

■定員 20名  
関 俊明氏

■持ち物 歩ける服装・飲み  
水等

■申込 4月3日（火）より  
受付開始

子育て支援センター  
問合せ ☎23-7676

にら★ちび

妊婦さん&0歳児ひろば

いろんな話やお友達づくり  
にら★ちびに遊びに来ませ  
んか？好評のハーブティーを  
用意してお待ちしています。

（予約不要・参加無料）  
■場所 にら★ちび（2階）

■時間 10時～14時

■4月の開催日と日替わりカ  
フェ内容

・4月4日（水）栄養相談  
・4月11日（水）ブログキャ  
ンペーン

・4月14日（土）土曜開催日

・4月18日（水）身体測定

・4月25日（水）11時30分～  
3階のにら★ちびへ遊びに  
いこう（希望者のみ）

※開催時間内は出入自由です。  
いつでも体位測定ができま  
す。（どなたでも参加可能）

にら★歩くらぶ（雨天中止）  
電車に乗って、みんなで出かけ  
穴山さくら公園に行こう！

まちに出かけて魅力を発  
見！荻崎市を楽しもう！一般  
参加（5～6名）も可能です。  
子育て中の人と一緒に散歩  
しませんか？

■開催日 4月10日（火）

■時間

【行き】荻崎駅発10時38分

↓穴山駅着10時45分

【帰り】穴山駅発11時45分

↓荻崎駅着11時53分

■集合 ニコリ1階エスカレ  
ーター下（解散は荻崎駅）

■定員 15組（要予約）

■持ち物 片道200円  
（電車代）、いつも  
のおでかけグッズ

3世代交流子育てサロン  
こぶしっこくらぶ（無料）

子育てボランティア「こぶし  
隊」のみなさんと一緒に楽し  
く子育てしませんか？

■日時 4月18日（水）  
10時30分～12時

■場所 荻崎市老人福祉セン  
ター2階会議室

■対象 未就園児とその親10  
組くらい（要予約）

■内容 おしゃべり、おちゃ  
のみ、工作、よみきかせ、  
お散歩 など

■主催 荻崎市社会福祉協議  
会子育てボランティア「こ  
ぶし隊」

ま・あ・る・いカフェ（要予約）

こどもの様子、ママの気持  
ち…ぐるぐると悩んだり、つ  
い答えを求めたくなっちゃう  
けど、その前にみんなと話そ  
う！

■日時 4月26日（木）  
10時～11時30分

■場所 にら★ちび（2階）

■対象 荻崎市にお住いの0  
～6歳児の保護者8組

■参加費 100円（お茶・  
おやつ代として）

※要予約イベントについては  
電話またはHPでお申込

公募・提案型の補助金申請を受付

## 市民主体のまちづくり活動を支援

活力あるまちづくりに取り組む意欲のある方々を支援するた  
め、市では、「公募・提案型補助金」を交付しています。皆さ  
んのアイデアをまちづくりに活かしてみませんか。

■補助対象となる団体等

市内に活動の拠点を有し、  
5名以上で構成される団体や  
グループ等で、その過半数が  
市内に在住、勤務または在学  
している団体等。

■補助対象事業

市民団体やグループ等が自  
主的に取り組む事業のうち、  
その事業（活動）が市民福祉  
の向上および地域社会の発展  
などに寄与する事業。

※施設の建設等を目的とする  
ものや国・県・市または市  
関連団体の補助金、助成金  
の交付を受けている事業は  
除く。

■補助の内容

・1団体当たり50万円を限度  
（補助対象経費の1／2以  
内）

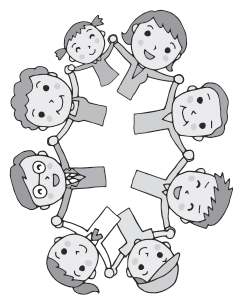
・同一事業に対し、年度中1  
回（3年間・計3回を限度）

■申請期間

12月14日（金）まで

■提出書類

①交付申請書



『チーム荻崎によるまちづくり』

②事業の実施計画書  
③団体の規約、活動報告書  
および収支決算書

④その他、補助金の交付に  
関して参考となる書類等

■申請方法

申請書に必要事項を記入の  
うえ、郵送または持参で提出  
をしてください。申請書は総  
合政策課での配布または市ホ  
ームページからダウンロード  
できます。

※審査のうえ可否および交付  
額を決定します。

■事業実施期間

交付の決定の日から  
平成31年3月31日まで

■申し込み・問い合わせ

総合政策課 政策推進担当  
（内線3555～3557）



## お知らせ

### 「**市若者定住就職者 家賃助成制度のお知らせ**」

市では、若者の移住・定住を促進するとともに、新規立地企業や市内事業者の人材確保を支援することを目的に、市外からの就業に伴い、市内の民間家賃住宅に入居する45歳未満の定住者に対し、4月より、家賃の半額を最長2年間助成する『ふるさとワークサポート事業』を開始します。

### ■支給要件（基準日：平成30年1月1日以降）

- ・転入日において45歳未満の方
- ・市若者定住就職者として現に就業している方
- ・雇用保険法に規定する被保険者である方
- ・定住の意思をもって転入日から継続して3か月を超えて市若者定住就職者として住居を有する方
- ・市若者定住就職者として住居を有する方

※一部対象外となる場合があります。詳細はお問合せください。

### ■助成金額（月額）

家賃月額（事業所より支給される住居手当分を除く）×

1/2（千円未満切捨て）※2万円を上限

### ■助成期間

支給開始月から起算して2年以内

### ■申請方法

転入日から3か月経過後に申請してください。

### ■申し込み・問い合わせ

産業観光課 商工労働担当  
(内線216)

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮徴収額決定通知書を送付します

平成30年度国民健康保険税および後期高齢者医療保険料について、4月より年金からの天引きが始まる方へ、4月上旬に「仮徴収額決定通知書」を送付します。

4月・6月・8月に天引きされる保険税（料）は、平成29年度の保険税（料）から算出した暫定的な額（仮徴収額）です。平成30年度の年間保険税（料）は、29年中の所得の確定後、7月に本算定を行い、改めて通知します。

※申請により口座振替への変更もできます。

### ■国保税が年金から天引きになる世帯

次の要件にすべて該当する世帯は、世帯主の年金から天引きによる納付方法になります。

- ①世帯主を含む国保加入者全員が65歳から74歳の世帯。
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料が年金から天引きされている。
- ③国保税と世帯主の介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えていない。

### ■問い合わせ

市民生活課 国保年金担当  
(内線127・129・137)

### 産後ママと赤ちゃんに産婦健康診査と新生児聴覚検査の助成

#### ●産婦健康診査

産後2週間と1か月の2回、産後ママの心身の健康保持のために、産婦健康診査費を助成します。

#### ■対象者

- ・本市に住所がある方
- ・4月1日以降、県内の委託医療機関にて産婦健康診査を受ける方

#### ■受診票発行時期

母子健康手帳交付時  
※すでに母子健康手帳交付済の方には、受診票を郵送

します。里帰りなど県外の医療機関を受診する方は、償還払いとなりますので詳細についてはお問い合わせください。

※償還払い：受診者が費用をいったん全額支払い、その後市へ申請して払い戻しを受ける。

#### ●新生児聴覚検査

新生児の聴覚障がい早期発見・支援のため、新生児（生後28日まで）聴覚検査費を助成します。

#### ■対象者

- ・本市に住所がある方
- ・4月1日以降、県内の委託医療機関にて新生児聴覚検査を受ける方

#### ■受診票発行時期

母子健康手帳交付時  
※すでに母子健康手帳交付済の方には、受診票を郵送します。里帰りなど県外の医療機関を受診する方は、償還払いとなりますので詳細についてはお問い合わせください。

#### ■問い合わせ

健康づくり課 保健指導担当  
233-4310

### 宿泊型産後ケア事業の利用料金を一部軽減（助成）します！

宿泊型産後ケア事業とは、

育児不安や悩みを抱えた育児支援を必要とする産後ママと赤ちゃんが、宿泊してママが明るい気持ちで子育てができるようサポートする事業です。

#### ■利用料金

30年度より、市民税非課税世帯、生活保護世帯の方の利用料を軽減します。

#### ☆1泊2食

|        |        |
|--------|--------|
| 課税世帯   | 6,100円 |
| 非課税世帯  | 3,050円 |
| 生活保護世帯 | 0円     |

※昼食代は別途900円

#### ■対象者

産後4か月未満の乳児とその母親  
※利用条件がありますので詳細はお問い合わせください。

#### ■宿泊期間

原則3泊4日

#### ■利用方法

市に申請書を提出し利用登録をした後、山梨県産前産後ケアセンターに予約をします。

#### ■申し込み・問い合わせ

健康づくり課 保健指導担当  
233-4310

### 障がいのある方へタクシー利用料金の一部を助成

市では、在宅で暮らす重度心身障がい者（児）の社会参加と、生活圏の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を「利用券」により助成します。

#### ■対象者

市若者定住就職者として住居を有する方

のある方で、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳1・2級
- 療育手帳A判定

※ただし次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・施設へ入所している方
- ・自動車税・軽自動車税の減免を受けている方
- ・生活保護の受給者
- ・中国残留邦人等の支援給付を受けている方

・1か月以上の入院をしている方

■申請 4月2日(月)から

■持ち物 身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

■利用券交付枚数

○24枚/年間(1か月2枚)

○腎臓機能障害1級の手帳所持者には、36枚/年間(1か月3枚)

※年度の途中で申請した場合、は、月割になります。

■利用方法

山梨県タクシー協会加盟のタクシー会社等で利用可。

1回の乗車につき、利用券は1枚使用できます。(1枚につき、650円を助成)

ご利用の際に、障害者手帳とともに利用券を提示してください。心身障がい者タクシー運賃の割引(手帳提示時1割引)も併せて利用できます。

■問い合わせ  
福祉課障がい福祉担当  
(内線182・183)

## 相談

行政相談窓口を開設

(予約不要・相談無料)

行政への要望、苦情、意見に対し、行政相談委員が相談に応じます。会場については、毎月の情報力レンダーでご確認ください。

■相談日 毎月第1・第2月曜日(祝日の場合は翌週)

13時~15時

■問い合わせ

総合政策課 政策推進担当  
(内線356)

人権相談所を開設

(予約不要・相談無料)

いじめや虐待、家庭内や近隣とのめんど、プライバシーの侵害などでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

■日時 6月1日(金)

10月10日(水)

12月4日(火)

2月5日(火)

※いずれも10時~15時

■場所 ニコリ1階 会議室

■相談員 人権擁護委員

■問い合わせ

総合政策課 政策推進担当  
(内線356)

## 募集

甘利山草刈ボランティア募集

■日時 4月28日(土)

29日(日)

9時から15時(都合のつく時間にお越しください)

■集合場所

甘利山山頂駐車場

※甘利山公園線は工事により通行止めです。迂回路は案内標識に従ってご通行ください。

■持ち物 作業着・雨具(小雨決行)・昼食

※鎌や刈払機の燃料については主催者が用意

■主催・問い合わせ

NPO法人甘利山倶楽部  
☎22・6682(小林)

## イベント

ミニニール運行開始!

中央公園ミニニールは、4月1日から運行を開始します。

緑の木々の中を走り抜けるミニニールに乗り、汽笛の音を聞きながら楽しい時間を過ごしてみませんか。

■運行日時(雨天運休) 4月~10月の日曜日・祝日

10時~12時・13時~16時

■料金 1回100円

※3歳未満は、保護者と同乗

で無料

☆5月5日のごものは全

員無料!

■問い合わせ  
建設課 都市計画担当  
(内線250・251)

穂坂自然公園イベント情報

①木工入門教室

■日時 4月14日(土)

10時~12時

■定員 20名(要申込み)

■参加費 300円

②苗木の作り方体験教室

■日時 4月28日(土)

10時~12時

■定員 20名(要申込み)

■参加費 100円

■問い合わせ

穂坂自然公園  
ふれあいセンター  
☎37・4362

伝統文化いけばな

子ども教室参加者募集

■対象・定員

市内在住小学1年~中学3年生の20名

■活動期間

4月~3月までの毎月第4

土曜日(年12回)

9時30分~11時30分

■場所 ニコリ1階陶芸室

■参加費 花代500円

■講師 池坊華道会

雨宮 松華氏

牛山二美華氏 他

■申し込み・問い合わせ  
子ども教室事務局(牛山)  
☎090-2420-3608

韮崎駅前の小彼岸桜を  
ライトアップしています

韮崎市文化協会では、長野

県伊那市との文化交流の一環として、伊那市より寄贈され

た駅前の小彼岸桜を、今年もライトアップしています。

■日時 現在ライトアップ中

4月6日(金)頃まで

18時~22時

※開花状況により期間の変更があります。

■問い合わせ

韮崎市文化協会事務局  
(武田の里文化振興協会)  
☎30・0510

男性介護者講演会(無料)

■日時 4月14日(土)

13時~15時30分

■場所 ニコリ会議室5・6

■定員 60名

■講演内容

「男性が介護を問う意味  
男性介護者の現実」

男性介護者と支援者の全国

ネットワーク事務局長

津止 正敏氏

■問い合わせ

山梨よろづの会(清水)

☎090-8309-9365

★新年度の始まりに、常備薬や保存食など、「非常用持ち出し袋」

の中身の確認をしましょう。



美しい富士山を望むまちにらさき

# “富士山フォトコンテスト”入賞者決定

韮崎市にある数々の富士山絶景ポイントからの写真や、自分だけのお気に入りのスポットからの富士山の作品を募集したところ、全国から 94 点の応募がありました。いずれの作品も季節ごとの美しい富士山を表現した、甲乙つけがたい作品でしたが、厳正なる審査の結果、以下のとおり入賞者が決まりました。



## 年間最優秀賞

推薦「林道の春」森 幸夫 様（甲府市）

### 春の部

- 特選 「雲海の合間から」 鈴木泰信 様（甲斐市）  
準特選 「新府春景」 古橋隆宏 様（中央市）  
入選 「残雪を歩む」 中村亮太 様（愛知県豊田市）  
「夜桜日和」 竹端 榮 様（神奈川県相模原市）

### 夏の部

- 特選 「富士を望む」 花輪富夫 様（南アルプス市）  
準特選 「黎明富士」 藤巻正英 様（南アルプス市）

### 秋の部

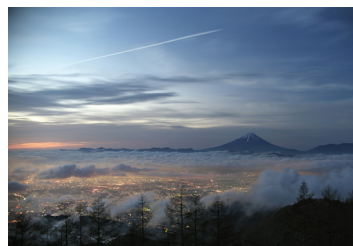
- 特選 「夕照に染まる稜線と富士」 早水健一 様（神奈川県相模原市）  
準特選 「富士と宇宙ステーションの出会い」 松井和之 様（韮崎市）  
入選 「米どころ」 猪股 勉 様（南アルプス市）  
「武田橋の富士山」 佐野敏昭 様（千葉県習志野市）

### 冬の部

- 特選 「霊峰を望む」 吉田 進 様（南アルプス市）  
準特選 「藤井平の朝」 中島照雄 様（甲斐市）  
入選 「新型北上」 皆川 明 様（韮崎市）  
「富士と清流」 小尾 明 様（甲府市）



推薦「林道の春」



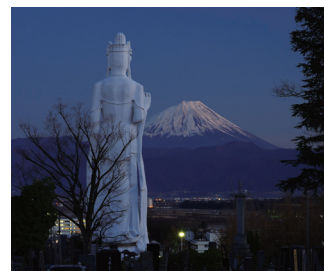
春 特選「雲海の合間から」



夏 特選「富士を望む」



秋 特選  
「夕照に染まる稜線と富士」



冬 特選「霊峰を望む」

## 応募作品展示会開催中！

入賞作品を含め応募作品を展示していますので、ぜひ鑑賞ください。

展示期間 3月23日(金)～4月15日(日)

場 所 韮崎市民交流センターニコリ  
韮地下「アートギャラリー2」

時 間 9時～20時

※二ーラへのお便りコンテスト応募作品展も同時開催中

## わに塚のサクラ ライトアップ

樹齢約 320 年を誇るわに塚のサクラ。残雪の山々を背景に咲き誇る姿は凛とした美しさで、毎年多くの観桜者を魅了しています。夕闇にライトアップされた幻想的な夜桜をお楽しみください。

■期 間 4月6日(金)～4月15日(日)

■時 間 18時30分～20時30分

■点灯式 4月6日(金) 18時15分

※開花状況により変更となる場合があります。

### ●国民健康保険より

3月に韮崎市国民健康保険で支払った額（保険者負担額）は、154,739,727円（前年同月比 4.05% 減）で、1人あたりの保険者負担額は、21,896円（前年同月比 0.81% 減）でした。引き続き健康に気をつけ医療費の節約にご協力ください。